

2 事務局規程

須高医療連携ネットワーク事務局規程

(目的)

この規程は、須高医療連携ネットワークの事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図るために必要な事項を定めることとする。

(事務局の構成)

第1条 須高医療連携ネットワーク事務局を長野県立信州医療センターに設置する。

- 2 代表理事は長野県立信州医療センター病院長が兼任する。
- 3 事務局には、事務局長及び所要の職員を配置する。
- 4 職員の任免は、代表理事が行う。
- 5 事務局員の職務は、代表理事が指定する。

(文書による処理)

第2条 事務処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務決裁)

第3条 事務は原則として担当者が書面によって立案し、事務局長を経て、代表理事の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務決裁)

第4条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の判断によって処理することができる。ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく代表理事の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第5条 代表理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、代表理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに代表理事に報告しなければならない。

2 事務局規程

(發送文書)

第6条 發送するすべての文書は控えを保管する。

(文書の保存期間)

第7条 次の各号の文書の保存期間は5年とする

- 2 業務に関する書類
- 3 文書收受發送に関する書類
- 4 その他の書類

- 3 前項の規定により停止又は変更するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他病院長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。